

介護保険法第70条の2の規定により、指定居宅サービス事業所の指定を次のとおり更新した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所1	事業所電話	事業所FAX	指定更新年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所1	指定有効期限年月日	代表者名	代表者職種
3770500472	訪問介護	社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会	768-0067	香川県観音寺市坂本町一丁目1番6号	0877-57-6016	0877-25-7790	2023/10/11	指定	社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会	香川県観音寺市坂本町一丁目1番6号	2029/10/10	佐伯 明浩	会長